

# 千葉市地域子育て支援センター事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、子育ての負担感等の緩和を図り、地域全体で子育てを支援する基盤を形成し、育児支援を図ることを目的とする千葉市地域子育て支援センター事業を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## (実施施設)

第2条 事業を実施する施設は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(第35条第3項及び第4項の規定により認可を得た保育所に限る。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園のうち、市長が指定した保育所及び認定こども園(以下「指定保育所等」という。)とする。

## (事業内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

### (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施

### (2) 子育て等に関する相談、援助の実施

子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施

### (3) 子育て親子に対する地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

### (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等又は絵本の読み聞かせ講座等を実施

### (5) 地域支援の取組

地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施

ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組

イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組

ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

### (6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的等を達成するために必要な事業

## (対象者)

第4条 事業の対象者は、就学児前までの児童とその保護者とする。

## (実施時間)

第5条 実施時間は、事業を実施する指定保育所等の休所(園)日を除き、午前9時から午後4時まで(土曜日については、午前9時から正午まで)とする。

(職員の配置)

第6条 指定保育所等は、育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上置くものとする。

(事業の周知)

第7条 指定保育所等は、事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底を図るものとする。

(関係機関との連携)

第8条 指定保育所等は、事業の実施について、地域内の保育所、認定こども園、保健福祉センター、児童相談所、保健所、民生委員、主任児童委員、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 職員がその事業を行うにあたっては、事業の対象者等への対応には十分配慮するとともに、業務を行うにあたって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(費用)

第10条 市長は、事業を実施する指定保育所等に必要な経費を支弁するものとする。ただし、民間事業者が運営する指定保育所等が事業を実施する場合は、委託契約を締結し委託料を支出することができる。

(実施計画)

第11条 指定保育所等は、毎年度、事業実施計画書をあらかじめ市長に提出し、承認を得るものとする。

(実績報告)

第12条 指定保育所等は、毎月の事業の実績を市長に報告するものとする。また、事業終了後には、年間の事業実績報告書を作成し、市長に報告しなければならない。市長が必要と認めるときは、その求めに応じ事業の実施状況を報告しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。